

武蔵境駅周辺地区

1. 武蔵境駅周辺の現状



武蔵境駅周辺地区では、平成18年完成を目的にJR中央線・西武多摩川線の連続立体交差事業が進行しています。これに合わせ駅舎も全面改修がなされ交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準に従いバリアフリー化された駅舎の完成が予定されています。また、同様に北口駅前広場も道路の移動円滑化の基準に従った整備が予定されています。

南口では、駅前の顔となる農林水産省食糧倉庫跡地の整備計画も進んでおり、既存の南口駅前広場とつなげた再整備とあわせバリアフリー化が進められます。

連続立体交差事業により踏切がなくなるなど、この地区の状況が大きく改善されます。

武蔵境駅周辺には、中心市街地活性化地区があり、その外側に主な施設として北口からは武蔵野市市民会館・市政センター、南口からは武蔵野赤十字病院・境南コミュニティセンターがあります。

駅南口から武蔵野赤十字病院までは、東京都福祉のまちづくりのモデル地区による整備が進められ「すぎみ小路」などのバリアフリー化された路線も整備されています。

2. 基本的な方針

駅施設については、連続立体交差事業のための仮駅舎にも、エレベーター、エスカレーターが設置され、新駅舎もバリアフリー化されるため、連続立体交差事業を着実に完成させていくことが重要です。

連続立体交差事業で整備される施設を、連続性をもった、誰にとっても利用しやすい施設とすることが必要です。駅周辺についても、連続立体交差事業に伴い北口・南口駅前広場の改修、南北をつなぐ道路の新設が予定されています。これら各種事業を着実に推進していきます。

既にバリアフリー化された経路については、より良好な維持に努め、そのほかの準特定経路については、地域の実情などを考慮しながら、道路の段差解消をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックの設置、バリアフリー化された信号機の設置、エスコートゾーンの設置など整備を進めます。

また、鉄道から乗り継ぐバスについても、ノンステップバス、文字・音声情報の充実したバリアフリー対応のバスを増やしていくことが必要です。

これらの整備をするに当たり、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」、「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び各種整備ガイドラインにそった整備はもちろんですが、準特定経路における波うち歩道の解消、歩道の拡幅、道路照明の改善、適切な交通規制の実施なども推進します。

また、設備を作るだけでなく歩行動線などを考慮して使いやすい位置を決めるなど、細やかな配慮によって使いやすい施設や環境を作っていきます。

3. 重点整備地区の位置及び区域

1) 重点整備地区(面積 約168ha)

武蔵境駅周辺地区には、北側にスイングビル、市民会館、市政センターなどがあり、南側にイトーヨーカドー、武蔵野赤十字病院、境南コミュニティセンターなどがあります。他の2地区に比べると主な施設の数多くありませんがそれぞれ重要な施設です。ことに武蔵野赤十字病院は、この地区の人だけでなく他市の市民からも頼りにされている施設といえます。また、福祉のまちづくりのモデル地区事業により既にバリアフリー化がなされた路線もありますが、歩車道分離型道路の歩道部分の段差解消など、バリアフリー化を進めなければならない路線は多く残っており、一体的なバリアフリー化を推進することが特に必要です。

配置要件としては、アンケート、ヒアリングなどで抽出された主な施設を含む地区。課題要件としては、駅から主な施設までの経路。効果要件としては、商業地域を含む地区、また武蔵境には『武蔵野市中心市街地活性化基本計画(平成11年3月)』の整備区域があり、都市全体の機能の増進を図っていくうえでもこの区域を含む必要があります。

これらの要件を考慮し、重点整備地区を定めました。地区の位置関係等については、武蔵境駅周辺重点整備地区図を参照して下さい。また、配置要件・課題要件・効果要件に

ついては、第2章基本的な考え方 2.整備方針 1)重点整備地区のバリアフリー化の推進(10頁)を参照して下さい。

2) アンケート、ヒアリングなどで抽出された主な施設

イトーヨーカドー、スイングビル、武蔵野赤十字病院、武蔵野市民会館、市政センター、境南コミュニティセンター

3) 特定経路

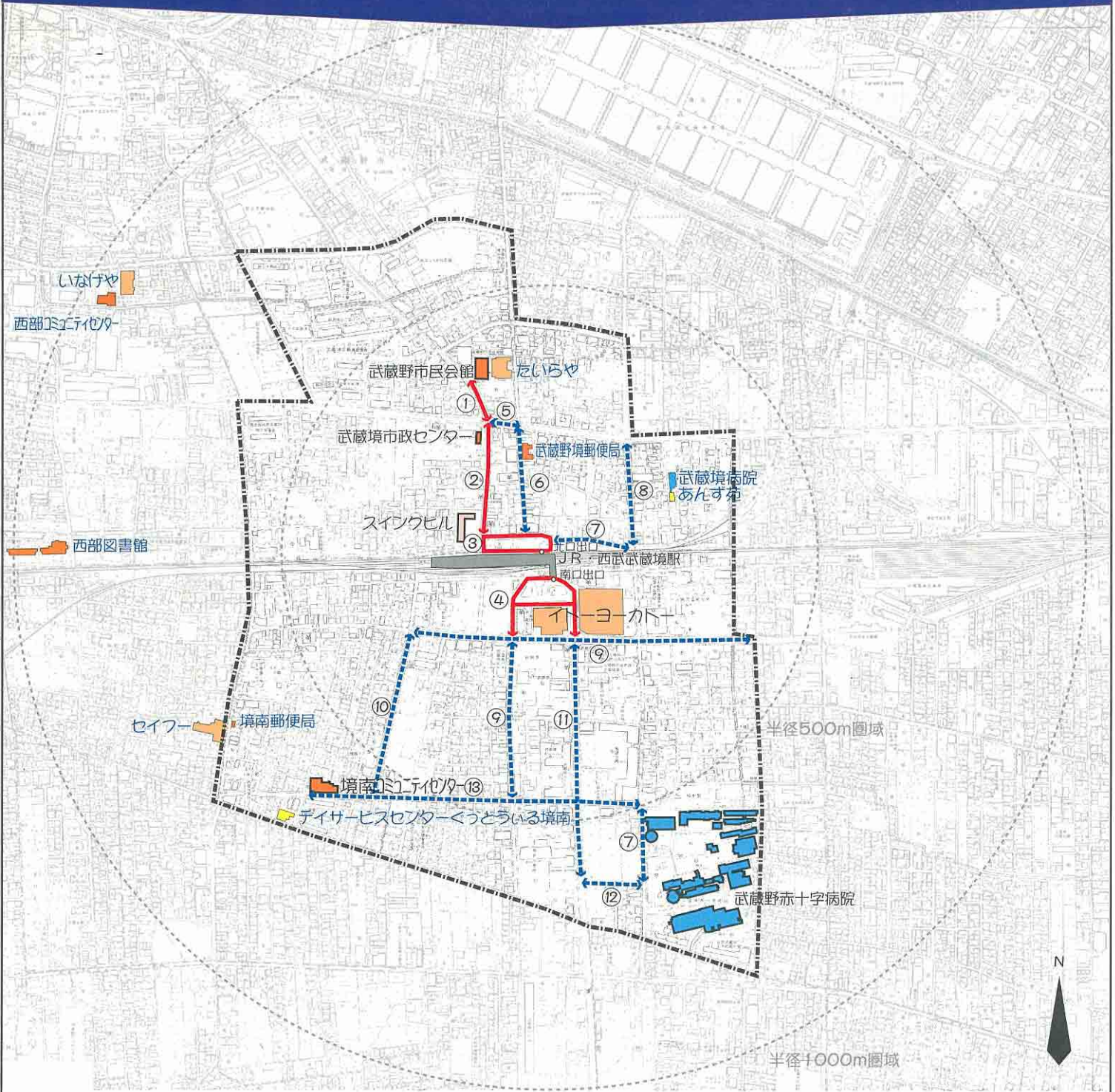
特定経路としては、道路管理者及び交通管理者と協議を行い、①～③武蔵境駅北口から北口駅前広場を通り、スイングビル、市政センターを経て市民会館に至る経路、④武蔵境駅南口からイトーヨーカドーに至る経路を指定します。

4) 準特定経路

準特定経路としては、道路管理者及び交通管理者と協議を行い、武蔵境駅北口から⑥主要地方道12号線(すきっぷ通り)、⑤都道123号線を通り特定経路に結ばれる経路、武蔵境駅南口から⑪⑬⑦武蔵野赤十字病院、境南コミュニティセンターに至る経路、及びこれらの経路と同時にバリアフリー化の整備が可能な経路を指定します。また、⑪市道第199号線(かえで通り)、⑫市道第288号線(すぎみ小路)など福祉のまちづくりのモデル地区事業により既にバリアフリー化がなされた路線も含まれています。

※文章中丸数字は図対番号を表す。

武蔵境駅周辺重点整備地区図



凡 例	
公共施設等	重点整備地区
福祉施設等	対象施設 (黒太字)
医療施設等	特定経路
商業施設等	準特定経路
公園等	
複合施設等	
特定旅客施設	
	面積：約168ha
	(アンケート、ヒヤリングの結果で抽出された主な施設のうち、特定経路、準特定経路の指定が可能な道路等に面する施設)
<p>0 50 100 200 500 1000m</p>	

4. 特定事業及びその他の事業

1) 特定旅客施設(鉄道駅)のバリアフリー化(公共交通特定事業)

駅施設については、連続性をもった誰にとっても利用しやすい施設を目指し、経路上の手すりなどの整備、施設を利用するための音声・文字・点字案内の充実などを考慮し事業

を実施します。また、駅職員の適切な対応・介助などを向上するよう努めます。

武蔵境駅は、平成18年度を目途として連続立体交差事業を実施中であり、駅舎の改築に伴い、バリアフリー法により移動円滑化基準に基づくバリアフリー化の実施が義務付けられています。そのため、本構想で定める必要はありませんが、下記の内容によりバリアフリー化が実施されることになるため、実施項目を掲載します。

実施時期は前期 H15～H18、後期 H19～H22

事業者	事業内容	実施時期	
		前期	後期
東日本旅客鉄道(株) 西武鉄道(株)	入り口からすべてのホームまでエレベーター、エスカレーターを設置します。		
	多機能トイレを設置します。		
	視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		
	識別性のよい階段、階段の手すり、車両運行の文字・音声による案内設備、円滑化のための主要な設備を表す標識及び案内板、バリアフリー化された券売機、など移動円滑化基準に適合したものを設置します。		

2) 特定車両(バス車両)のバリアフリー化(公共交通特定事業)

ノンステップバスの導入、バス車両の音声・文字・点字案内の充実、乗務員の適切な対応・介助などを考慮した車両のバリアフリー化に加えバス停留所の改善、バスの運行状況の案内(バスロケーションシステムの検討)などを考慮し事業を実施します。



実施時期は前期 H15～H18、後期 H19～H22

事業者	事業内容	実施時期	
		前期	後期
京王電鉄バス(株) 京王バス(株)	代替車両は全てにノンステップバスを導入します。 【会社全体】 年に60両導入予定、平成18年には100%導入予定 【武蔵野市内運行バス】 現在1両(20%)→平成18年には100%導入予定		
	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停留所に順次上屋等を設置します。		
	車いす使用者の乗車のスムーズ化(乗降、車いすの固定等)、音声案内の充実、障害者割引等の周知等について、教育、訓練を徹底します。		
西武バス(株)	代替車両は全てにノンステップ・ワンステップバスを導入します。 【会社全体】 ノンステップバス 現在116両(16%)→約40両/年で導入を予定 【武蔵野市内運行バス】 現在12両(24%)→3～5両/年で導入を予定		
	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停留所に順次上屋等を設置します。		
	車いす使用者の乗車のスムーズ化(乗降、車いすの固定等)、音声案内の充実、障害者割引等の周知等について、教育、訓練を徹底します。		
関東バス(株)	代替車両は全てにノンステップバスを導入します。 【会社全体】 現在51両(14%)→平成18年255両(69%)を予定 【武蔵野市内運行バス(武蔵野営業所)】 現在22両(24%)→平成18年77両(76%)を予定 平成18年度以降も推進します。		
	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停留所に順次上屋等を設置します。		
	車いす使用者の乗車のスムーズ化(乗降、車いすの固定等)、音声案内の充実、障害者割引等の周知等について、教育、訓練を徹底します。		
小田急バス(株)	代替車両は全てにノンステップバスを導入します。 【会社全体】 現在72両(17%)→平成17年239両(55%)を予定 【武蔵野市内運行バス】 現在18両(10%)→平成17年末75両(44%)を予定 平成18年度以降も推進します。		
	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停留所に順次上屋等を設置します。		
	車いす使用者の乗車のスムーズ化(乗降、車いすの固定等)、音声案内の充実、障害者割引等の周知等について、教育、訓練を徹底します。		
武蔵野市(ムーバス)	車両の代替にあわせ、順次コミュニティバスに適合するバリアフリー化された車両を導入します。		

3) 道路のバリアフリー化 (道路特定事業)

特定経路については、「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び「道路の移動円滑化整備ガイドライン」にそって

歩道の改修による段差解消の推進、波うち歩道の解消、視覚障害者誘導用ブロック設置の推進などの事業の実施及び、エスコートゾーン導入の検討をします。

特定経路		実施時期は前期 H15~H18、後期 H19~H22		
道路管理者	図対番号	路線名	主な実施内容	実施時期 前期 後期
東京都	1	都道123号線	個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
武蔵野市	2	市道第84号線	不法占用の取締りの強化 放置自転車の排除等	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	3	北口駅前広場	バリアフリー対応の広場全面改修 予定	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
	4	市道第246号線 (南口駅前広場を含む)	個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進 透水性舗装化等	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>

準特定経路については、第2章基本的な考え方 3.個別整備方針 2) 道路特定事業の整備 (2) 準特定経路における整備方針で示されている方針により事業を実施します。

準特定経路の複断面道路(歩車道分離型道路)については、「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び「道路の移動円滑化整備ガイドライン」をできる限り準用し、歩道の改修による段差解消の推進、波うち歩道の解消、透水性舗装化、視覚障害者誘導用ブロック設置の推進、エスコートゾーン設置の検討などの事業を実施します。

武蔵境駅周辺地区の準特定経路の単断面道路(歩車道一体型道路)については2路線があり、⑥主要地方道12号線(武蔵境通り/すき

っぷ通り部分)では、不法占用の取締りの強化、放置自転車の排除などの事業が実施されています。また、⑫市道第288号線(すぎみ小路)は、すでに福祉のまちづくりのモデル地区事業でハード的な整備は実施しています。



準特定経路		実施時期は前期 H15～H18、後期 H19～H22			
道路 管理者	図対 番号	路線名	主な実施内容	実施時期	
				前期	後期
東京都	5	都道123号線	個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の 推進等	■	
	6	主要地方道12号線(武蔵境通り すきっぷ通り部分)	不法占用の取締りの強化 放置自転車の排除等	■	
	7	主要地方道12号線(武蔵境通り 日赤前)	個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の 推進等	■	
武蔵野市	8	主要地方道12号線、市道第 261号線(グリーンモール)	南側歩道は鉄道連続立体交差事業 に合わせバリアフリー対応で改修 予定		■
	9	市道第63号線	個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の 推進等		■
	10	市道第73号線 (境南通りほか)	歩道の改修による段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の 推進等	■	
	11	市道第80号線 (山桃通り)	個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の 推進等	■	
	12	市道第199号線 (かえで通り)	不法占用の取締りの強化 放置自転車の排除等	■	
	13	市道第288号線 (すぎみ小路)	福祉のまちづくり事業によりハー ドは整備済み	■	
	14	市道第302号線 (境南コミュニ ティ通り)	一部歩道拡幅の検討 個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の 推進等	■	

4) 信号機等のバリアフリー化 (交通安全特定事業)

と密接な関係があるため各道路管理者と連携して事業を実施します。

交通安全特定事業については、道路の構造

実施時期は前期 H15～H18、後期 H19～H22

事業者	対象	事業内容	実施時期	
			前期	後期
警視庁 武蔵野 警察署	特定経路	既存信号機について、音響式信号機等に改良します。		
		標識・標示について、反射材等を用いた識別性の高いものに改良します。		
		違法駐車行為の取締まりを強化します。		
		違法駐車防止の広報活動及び啓発活動を実施します。		
		視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン等）を、関係する事業者と協議の上、設置に協力します。		
	準特定経路	関係する事業者と協議の上、特定経路に掲げる事業内容を必要に応じて実施します。		
		関係する事業者と協議の上、交通規制等を必要に応じて実施します。		

5. その他

武蔵境駅周辺地区では連続立体交差事業にあわせ南北が一体となるための道路の整備も予定されています。南北交通の最大のバリアであった踏切がなくなるため、これらの道路もバリアフリー化された道路として、事業を推進してい

きます。

また、武蔵境北側地区には、本市が独自に計画した区画道路があります。区画道路は、都市の骨格となる幹線道路を補完し道路のネットワーク化を進めるための道路です。これらの区画道路計画の実現にあたってはバリアフリー化に考慮して推進していきます。

